

## 福島白地地区

川崎 興太 福島大学

### 1. 福島白地地区

都市計画の世界で白地とは、都市計画区域や準都市計画区域に指定された地域のうち、用途地域が指定されていない地域を指す。とりわけ、市街化調整区域を除いて、計画がなく規制が緩い地域を指す。福島にもこの白地はたくさんあるが、ここで書くのは別の白地のことである。福島原発事故の発生に伴って帰還困難区域に指定された地域のうち、特定復興再生拠点区域に指定されていない地域のことである。福島では「白地地区」と呼ばれることがある。

### 2. 帰還困難区域と白地地区の面積

福島原発事故の発生に伴って、原発周辺の11市町村には内閣総理大臣の指示に基づいて避難指示区域が指定された(図1)。面積は1,150km<sup>2</sup>である。避難指示区域には「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」の3種類が設けられたが、後二者については2020年までにすべての市町村で避難指示が解除されている。

今なお解除されていないのは帰還困難区域のみであり、7市町村の338km<sup>2</sup>に指定されている。そのうちの6市町村には、特定復興再生拠点区域が指定されており、その合計面積は27km<sup>2</sup>(帰還困難区域の8%)である。他方、福島白地

地区は、原発周辺の7市町村に存在し、その合計面積は311km<sup>2</sup>(山手線の内側の面積の約5倍)である。

### 3. 特定復興再生拠点区域での避難指示解除

帰還困難区域は、放射能汚染が極めて深刻なために、将来にわたって居住を制限する区域として指定されたものである。原発が立地する双葉町と大熊町では大部分の地域が帰還困難区域に指定されたが、そうした両町の間周辺に、2014年から2015年にかけて、除染土壌を集中的に管理・保管する中間貯蔵施設(約1,600ha)を設置することが決定された。

この動きに呼応して、時の復興大臣によって両町における町内復興拠点の整備という復興の方向性が示された。その後、2016年には、帰還困難区域において5年後を目途に避難指示を解除して居住を可能とすることをめざす復興拠点を整備する、また、将来的には帰還困難区域の全域の避難指示を解除するという方針が打ち出された。そして、2017年に福島復興再生特別措置法が改正され、特定復興再生拠点区域制度が創設された。特定復興再生拠点区域は、上述の通りに指定され、2022年から2023年にかけての避難指示解除が予定されている。

### 4. 白地地区での避難指示解除をめぐる動向

特定復興再生拠点区域は、帰還困難区域の全体からすれば、面積にして1割に満たないので、当然、市町村からは全域解除に向けた要望が出る。2018年には帰還困難区域を抱える市町村が協議会を設立し、国に白地地区における除染・家屋解体と避難指示解除に向けた具体的な方針の明示などを要望してきた。しかし、2020年に1市町村が国に除染なしの避難指示解除に関する要望を行い、帰還・居住を前提としない土地活用に向けた避難指示解除のための制度が整備された。

その他の市町村は帰還・居住に向けた帰還困難区域全域の避難指示解除を要望し続け、2021年になってその要望を踏まえた国の方針が示された。2020年代にかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、住民の帰還意向を個別に把握して、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行うというものである。帰還意向の有無にかかわらず全域解除を求める市町村や住民の意向とは乖離がある。

福島原発事故から10年が経過したが、福島では今なお復興に向けた課題が山積している。同時に、復興を必要としない穏やかな日常生活もある。

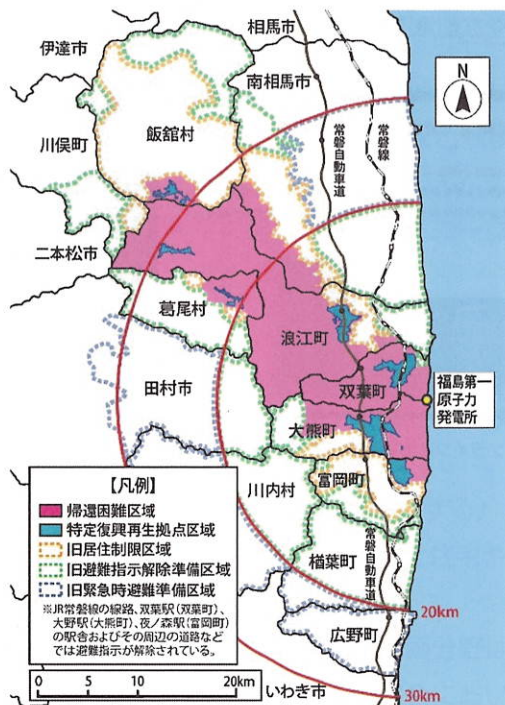


図1 避難指示区域(2020年3月現在)